解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

福岡県飯塚市平恒四三二番地六

株式会社ＡＦＣＯ

代表清算人　森山　敏弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

福岡県飯塚市平恒四三二番地六

株式会社ＳＥＲＧＥＪＡＰＯＮＣＯ．Ｌ

ＴＤ．

代表清算人　森山　敏弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

福岡県飯塚市平恒四三二番地六

株式会社遠賀屋

代表清算人　森山　敏弘

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

福岡県飯塚市平恒四三二番地六

有限会社菓樹

清算人　森山　敏弘

解散公告

当社は、平成二十四年十二月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

宮崎県日向市鶴町二丁目二番八号

有限会社日向家政婦紹介所

清算人　高山喜代子

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十四年十二月三十一日付で岩手県知事の認可を受け、平成二十五年一月七日に解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

岩手県奥州市水沢区大手町一丁目一番地

奥州市土地開発公社

代表清算人　小沢　昌記

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月一日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

福岡県遠賀郡芦屋町幸町二番二〇号

財団法人芦屋町開発公社

代表清算人　鶴原　洋一

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十四年十二月二十八日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

茨城県北茨城市大津町一四〇番地

大津定置漁業生産組合

代表清算人　山形　義勝

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年一月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年二月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

千葉市中央区中央港一丁目一三番一号

財団法人千葉県ガス石油会館

清算人　山川　宏

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月十九日開催の臨時総会の決議により、平成二十四年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

千葉県東金市田間一二九八番地

社団法人東金市緑花木センター

清算人　志賀　直温

解散公告（第二回）

当社団法人は、平成二十四年五月七日開催の理事会の決議並びに平成二十四年十二月二十日の福岡県教育委員会の許可により解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

北九州市若松区浜町二丁目六番二号

社団法人第四区公民館

代表清算人　小林　由幸

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年十二月五日寄付行為所定の解散事由の発生により解散いたしましたので当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

佐賀県佐賀市愛敬町七番三号

財団法人佐賀駅通会館

代表清算人　古川　康俊

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月九日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

広島県山県郡北広島町雲耕六二〇番地

社団法人雄鹿原村雲耕積善報徳社

代表清算人　岡嵜　富貴

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年一月四日愛媛県知事の許可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

愛媛県四国中央市中之庄町一〇八番地

財団法人中之庄地区公益会

代表清算人　篠原　茂

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年十二月十六日開催の通常総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

高知県土佐市波介二三六二番地三

農事組合法人四方寺農事実行組合

代表清算人　市原　雅人

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十四年十二月十三日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年二月四日

大分県中津市耶馬渓町大字金吉二一六六番地

耶馬渓すっぽん漁業生産組合

清算人　江渕　真一